

# 個人住民税の現年課税化について

## 個人住民税の現年課税に関する過去の議論

### ○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

### ○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

### ○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

# 税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

## 第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

# 個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 個人住民税の現年課税化については、過去5回の個人住民税検討会においても議論・検討されてきた。

## 【参考：過去における個人住民税検討会報告書の目次(抜粋)】

### 平成21・22年度

第1章 個人住民税の諸控除のあり方について

第2章 個人住民税の現年課税化について

### 平成23年度

第一部 現年課税について検討

第二部 番号制度についての検討(論点整理)

### 平成24年度

第一部 現年課税についての検討

第二部 社会保障・税番号制度についての検討

### 平成25年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 所得把握の精度向上についての検討

### 平成26年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 出国者に対する課税についての検討

第3 個人住民税所得割における課税の正確性向上についての検討

## 平成26年度検討会報告書の骨子（現年課税関係部分）

### ○ 事務負担の軽減に向けた論点

#### 【特別徴収義務者に発生する事務(所得税方式案)】

ア 1月1日現在の住所地把握

イ 源泉徴収する住民税額の算定・徴収

ウ 年末調整

エ 各市町村への納入

#### 【(参考)市町村に発生する事務(市町村精算方式案)】

○ 源泉徴収税額と確定税額との差額について、納税義務者に追徴又は還付

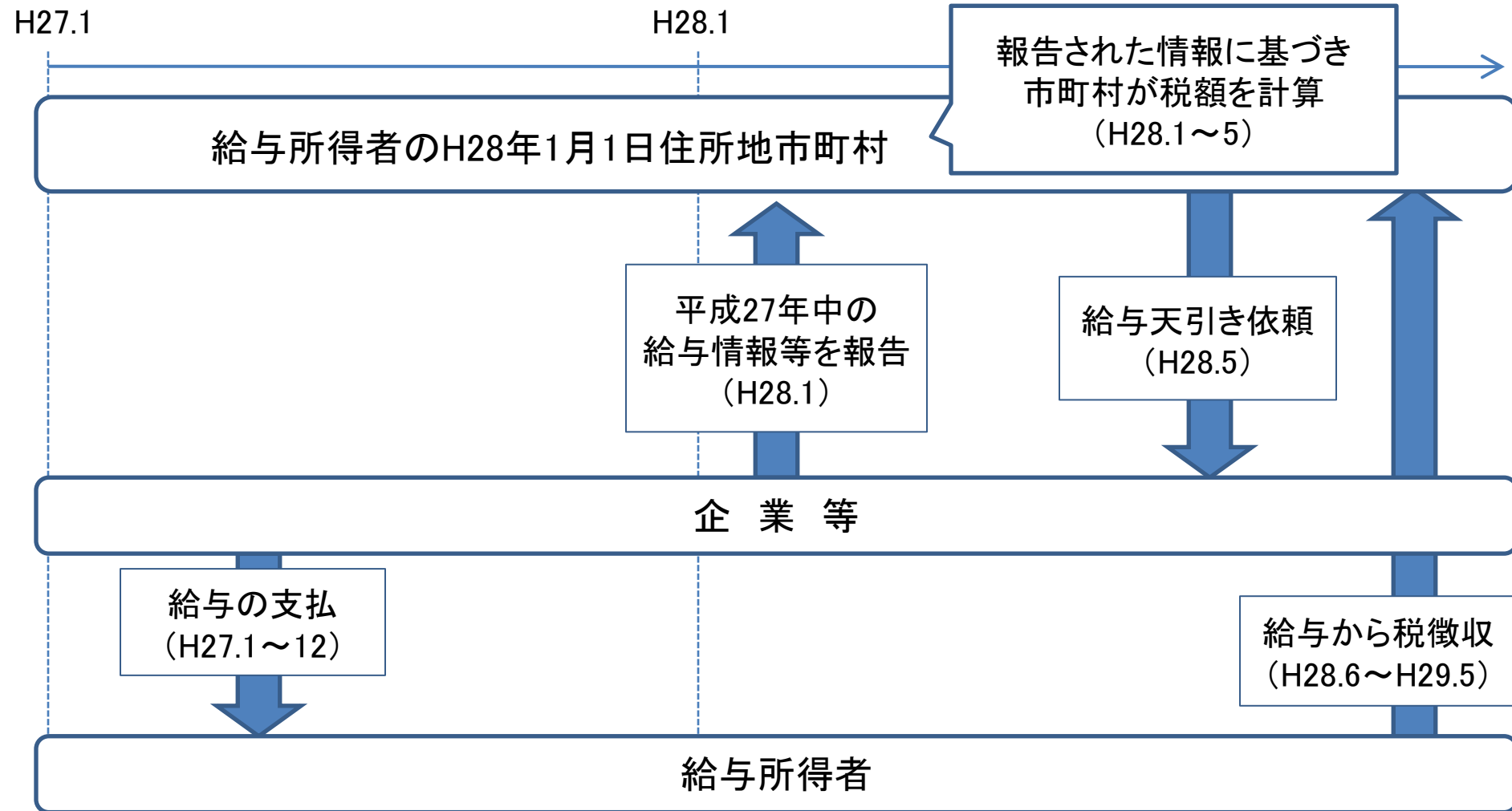
⇒ 検討会において上記ア～エごとに様々な懸念事項が指摘され、報告書においても列挙されているところ。

## 平成26年度検討会報告書の概要（現年課税関係部分）

### 「今後の課題」について

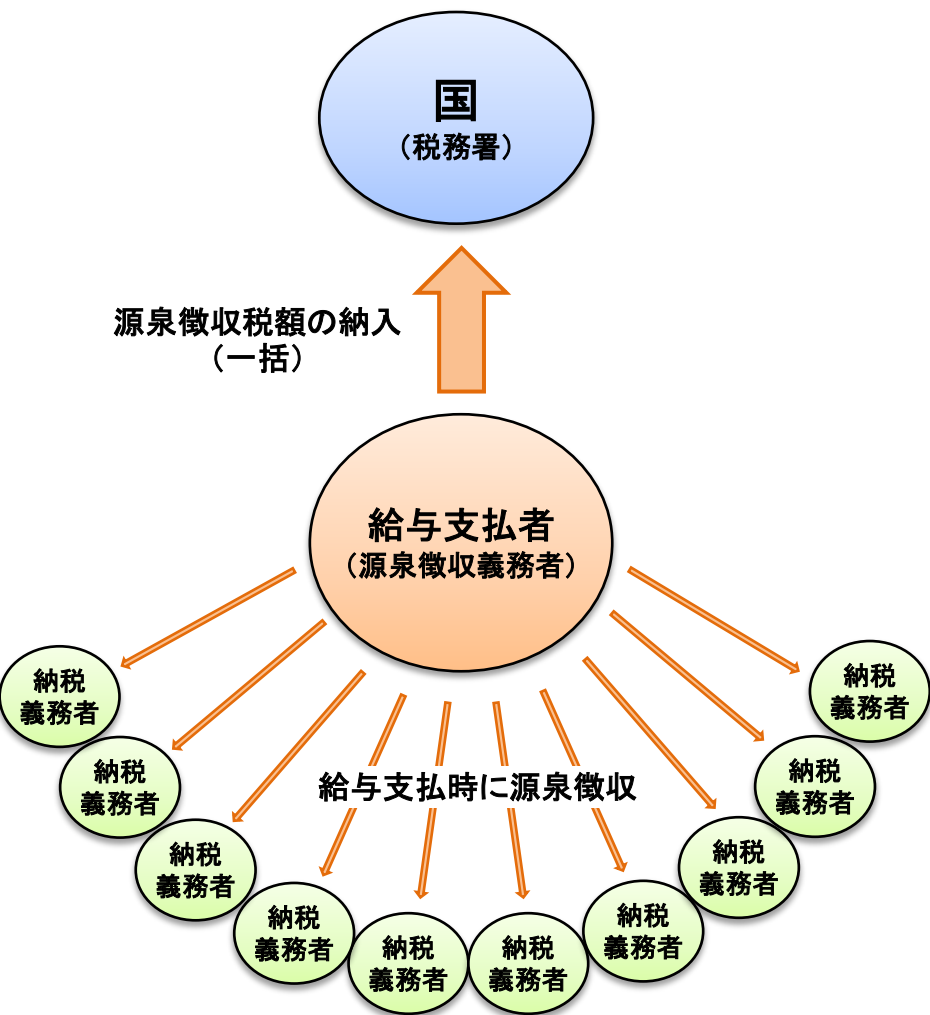
- 平成28年1月からマイナンバーの利用が開始される予定であり、今後の課題として、マイナンバーの利用範囲の拡大についても議論が行われていく見込みである。マイナンバーの利用については、現行では行政機関等のみが利用事務実施者として法令で規定された利用事務に利用できることとされているが、民間にマイナンバーの利用が開放されることとなれば、例えば、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して従業員の1月1日の住所地を現在よりも正確かつ迅速に把握することができるようになることも考えられる。そうなれば、従業員から毎月徴収した住民税額の誤納入の問題については、一定の前進が見込まれる。
- 特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、特別徴収義務者がマイナンバーを利用できる環境が整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。
- 同時に、マイナンバー活用に必要となるシステムのあり方やその導入コストの分担も検討する必要がある。このため、今後、番号制度の導入状況やマイ・ポータル<sup>（注）</sup>の議論の進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

# 現行の個人住民税の徴収の仕組み(給与所得者の場合)

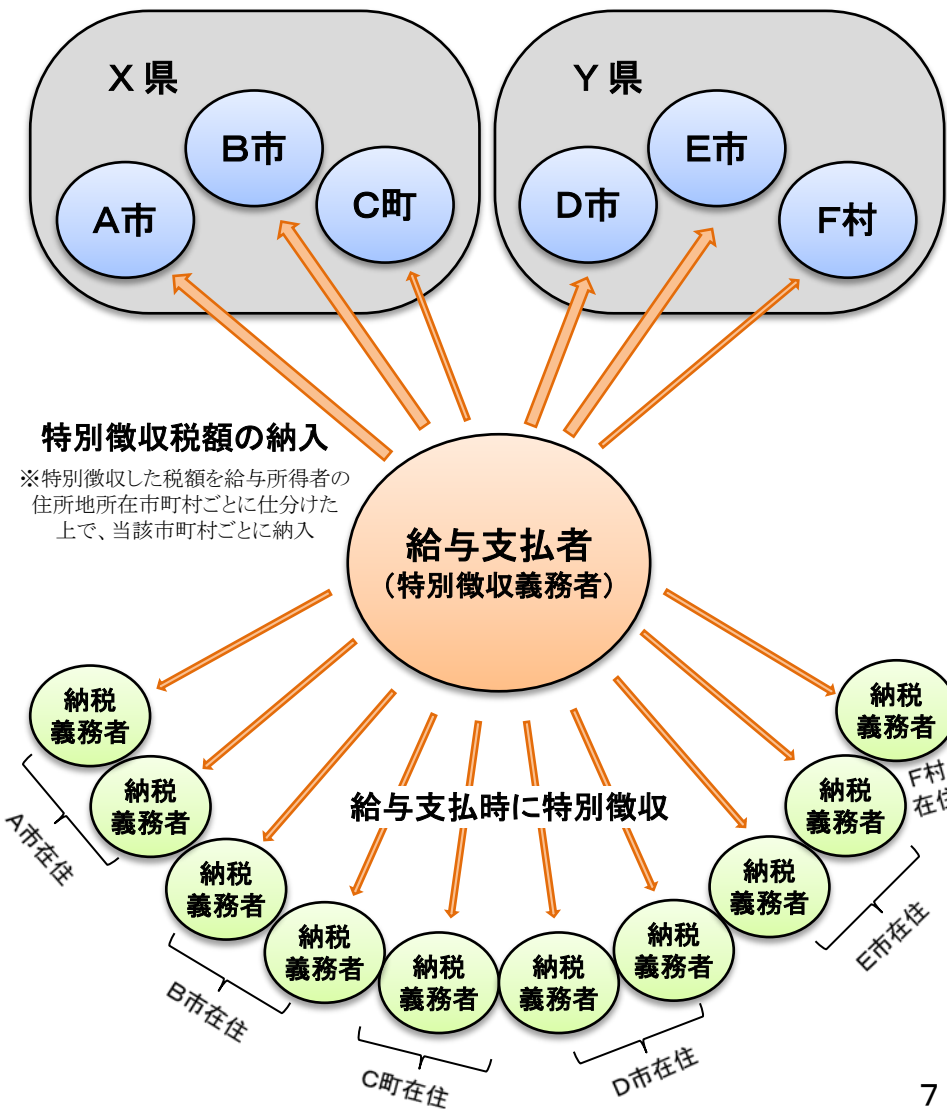


# 給与支払者による源泉徴収(所得税)・特別徴収(住民税)のイメージ

## 【所得税】



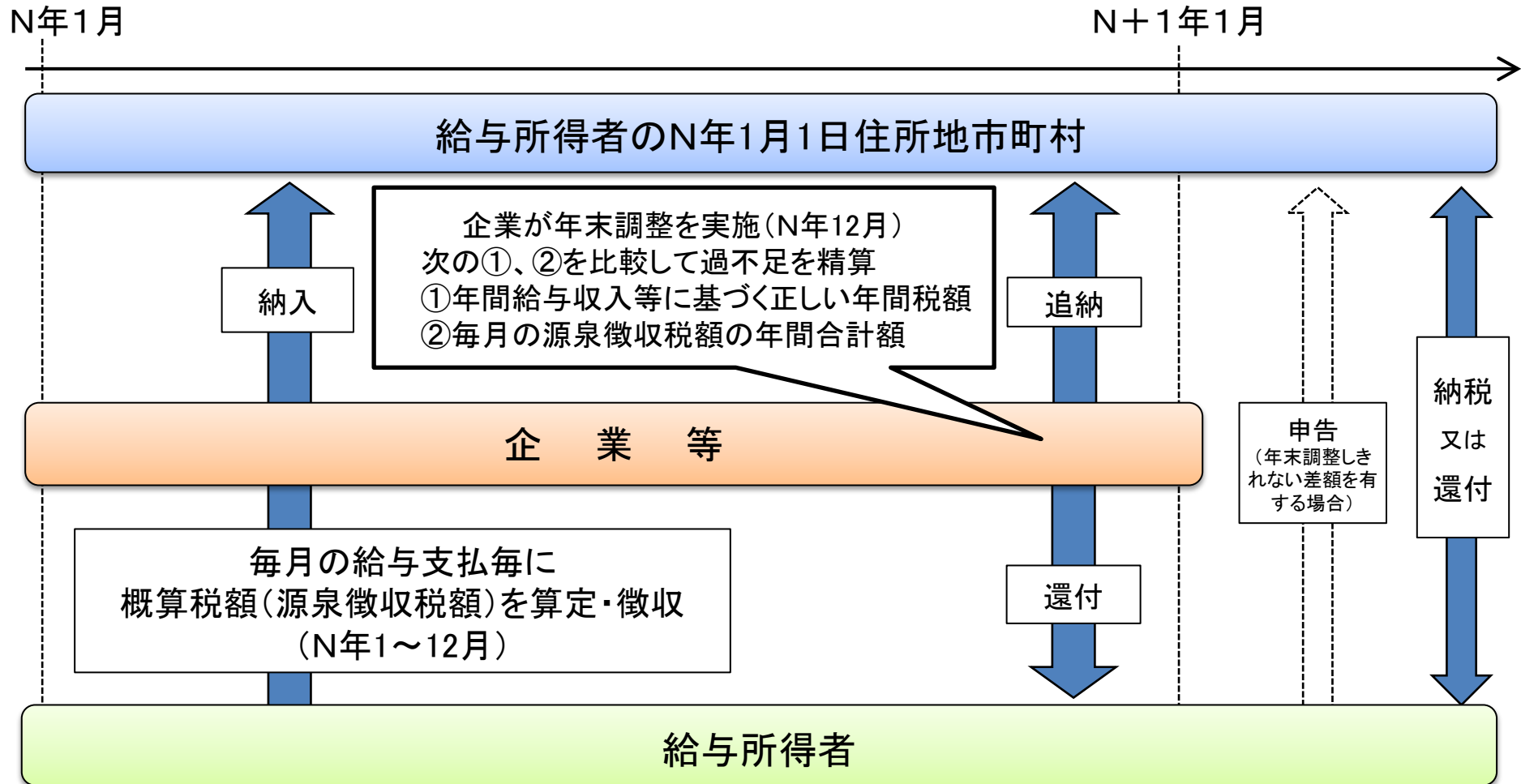
## 【個人住民税】





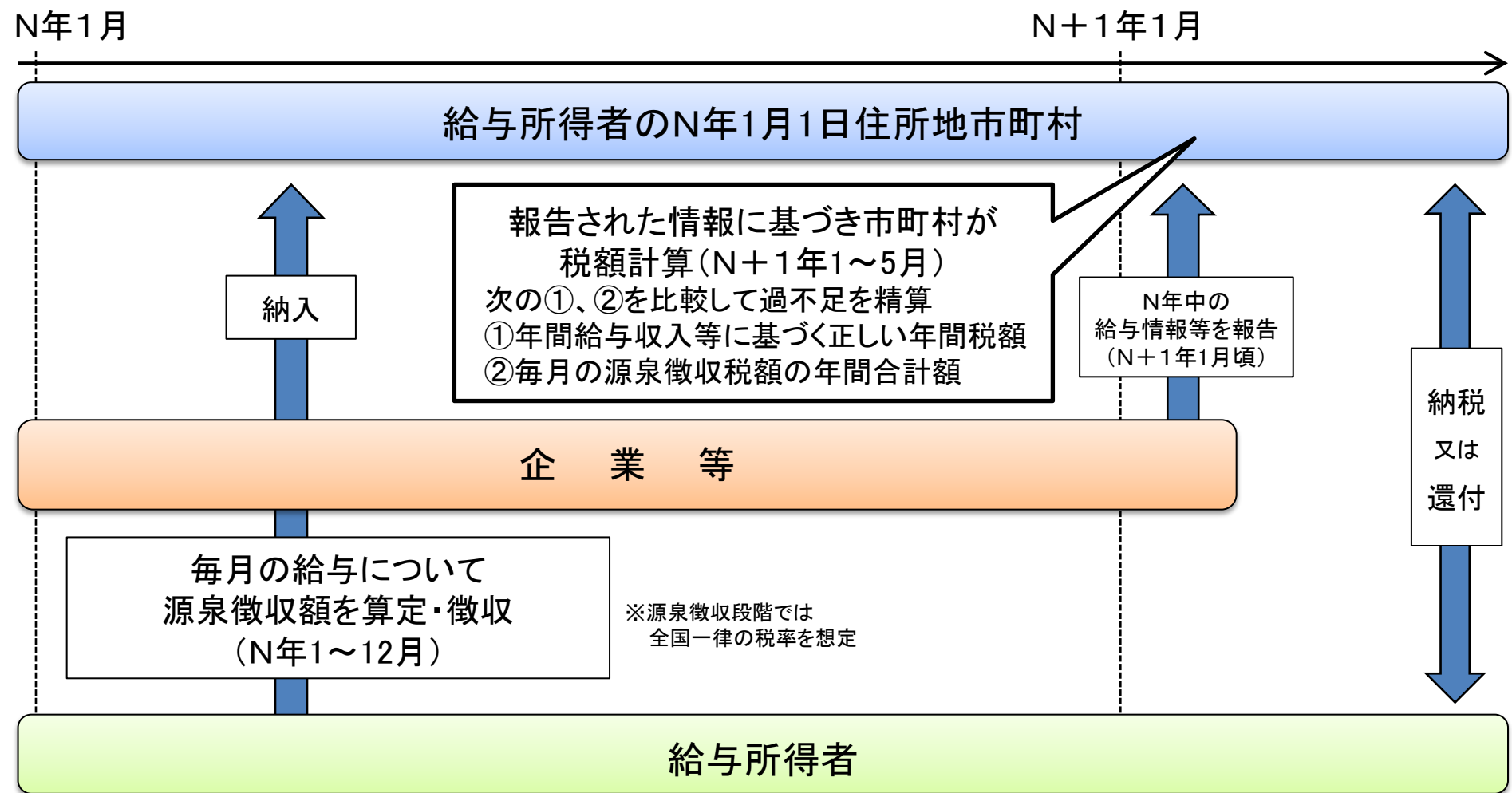
# 所得税方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。

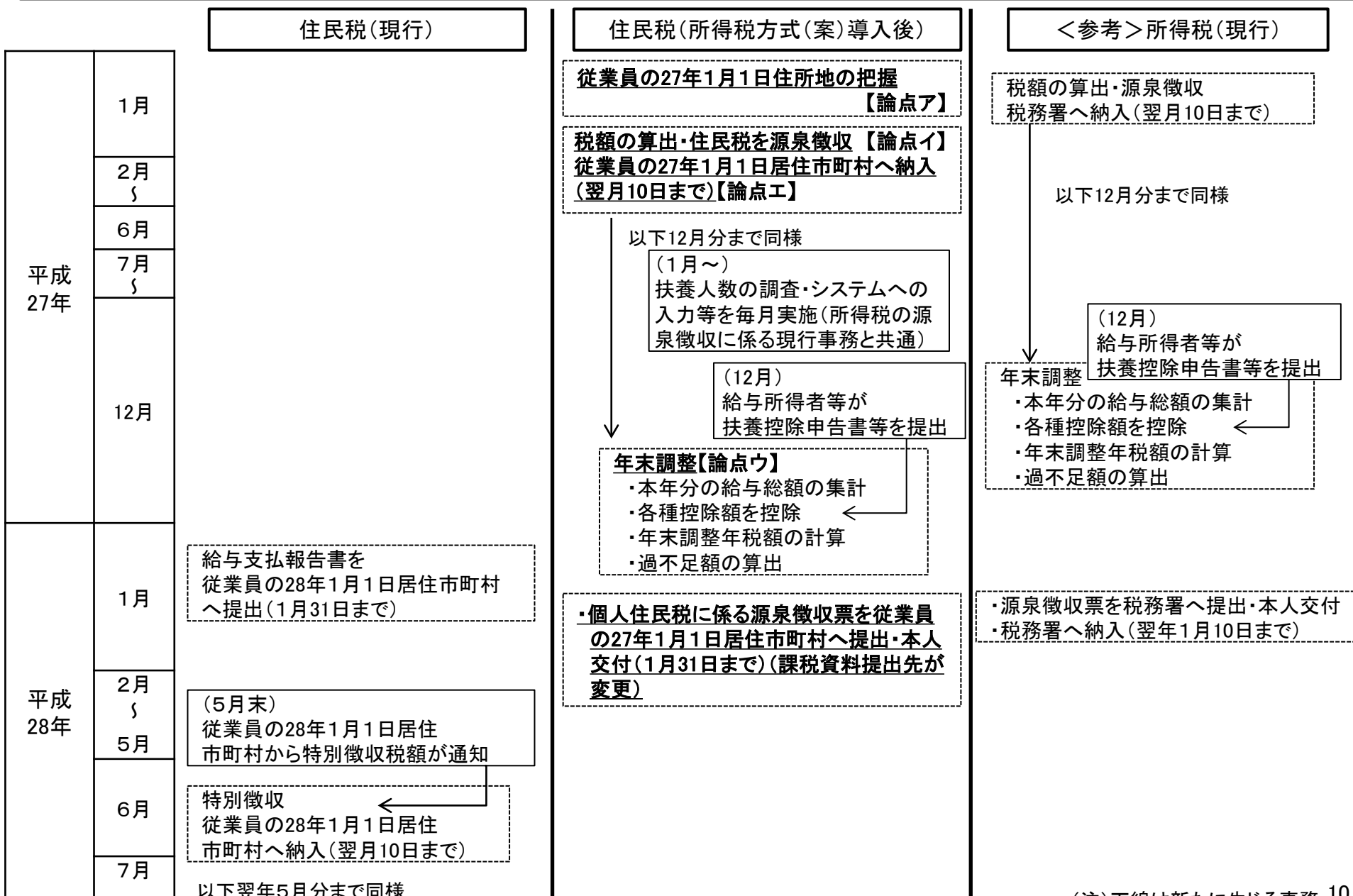


## 市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。



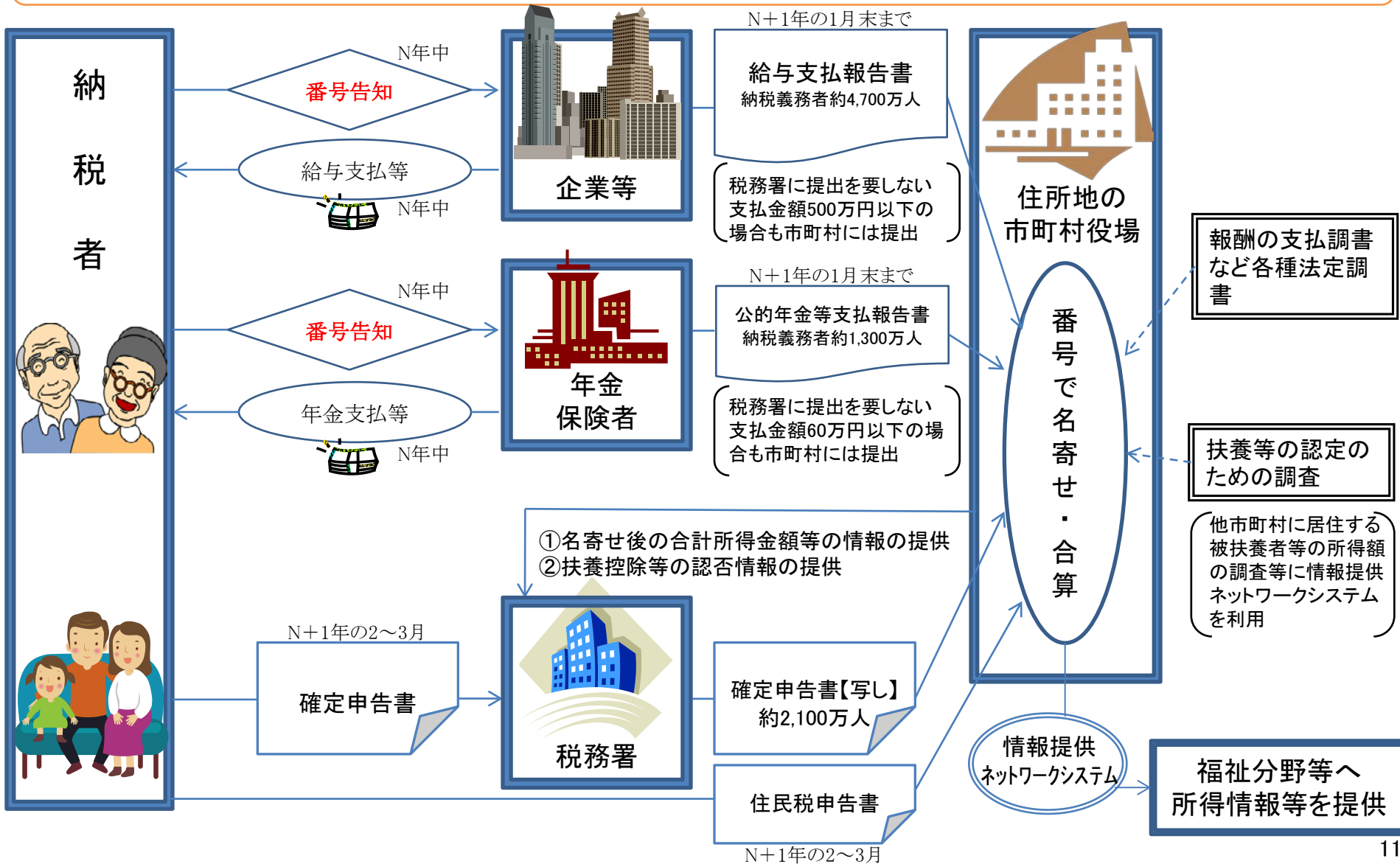
# 所得税方式(案)を実施した場合の特別徴収義務者の年内スケジュール(給与所得者の場合)



# ～個人住民税における番号制度の利用場面～

## 社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージ

個人住民税では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。



## 現年課税に係るこれまでの関係団体意見

資料1-1

## 東京地方税理士会

※東京地方税理士会は、神奈川県と山梨県の税理士の会。東京都の税理士の会である東京税理士会と異なる。

平成27年度税制改正に関する意見書（平成26年3月）抄

## 7. 地方税関係【その他の改正要望事項】

## (8) 個人住民税の現年課税制度への対策について

個人住民税の現年課税に向けての具体的検討をすること。

&lt;理由&gt;

(中略)源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地はあるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。

## 日本商工会議所

平成28年度税制改正に関する意見（平成27年9月16日）抄

## Ⅷ. 納税環境整備の拡充

## 4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

## 全国町村会

平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望（平成26年7月3日）抄

## 3. 町村財政基盤の確立

## 1. 町村税源の充実強化

(2) 個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

## 個人住民税の現年課税に関する過去の議論

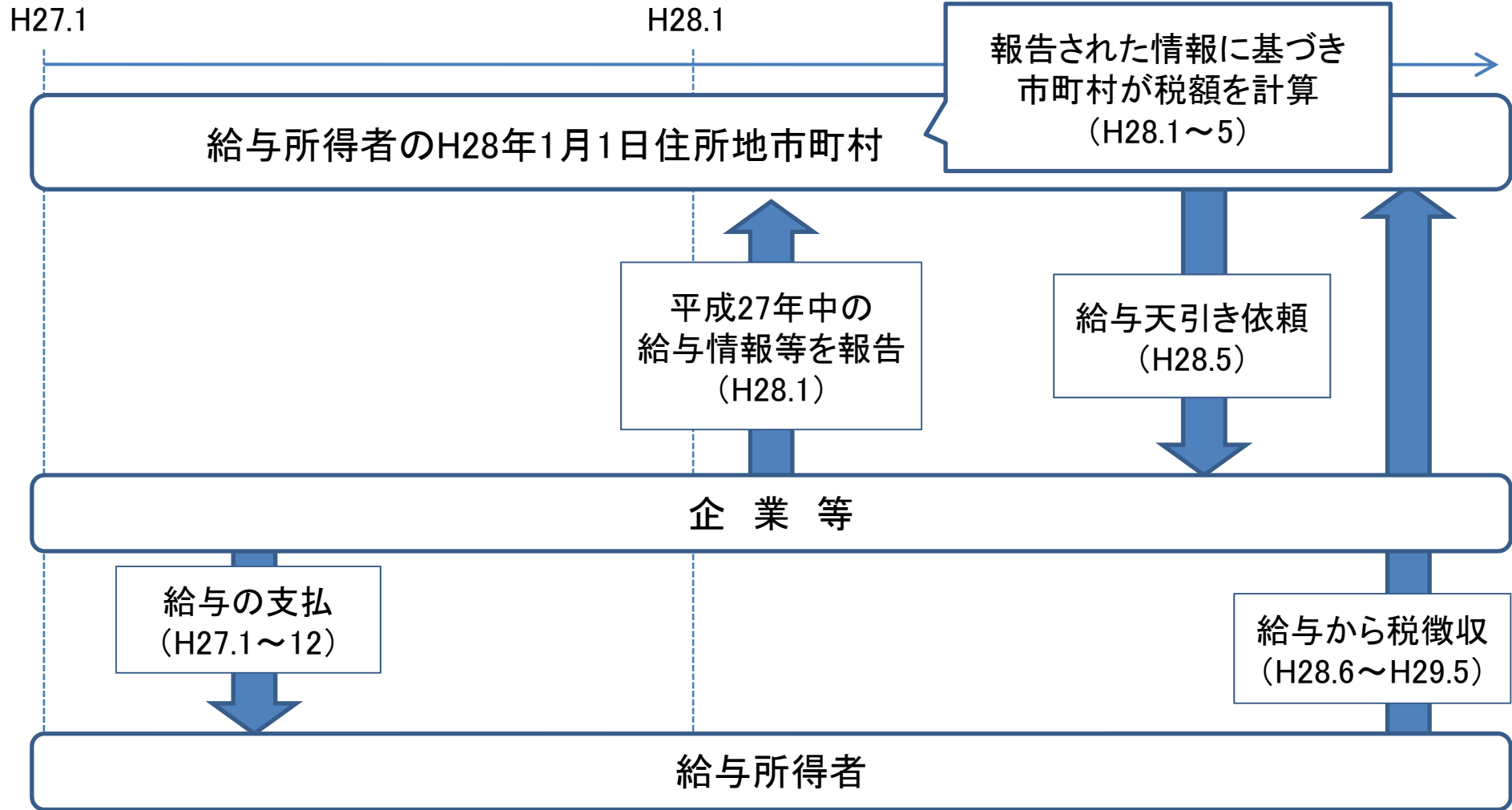
### ○長期税制のあり方についての答申（抄） 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

### ○個人所得課税に関する論点整理（抄） 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

## 現行の個人住民税の徴収の仕組み（給与所得者の場合）



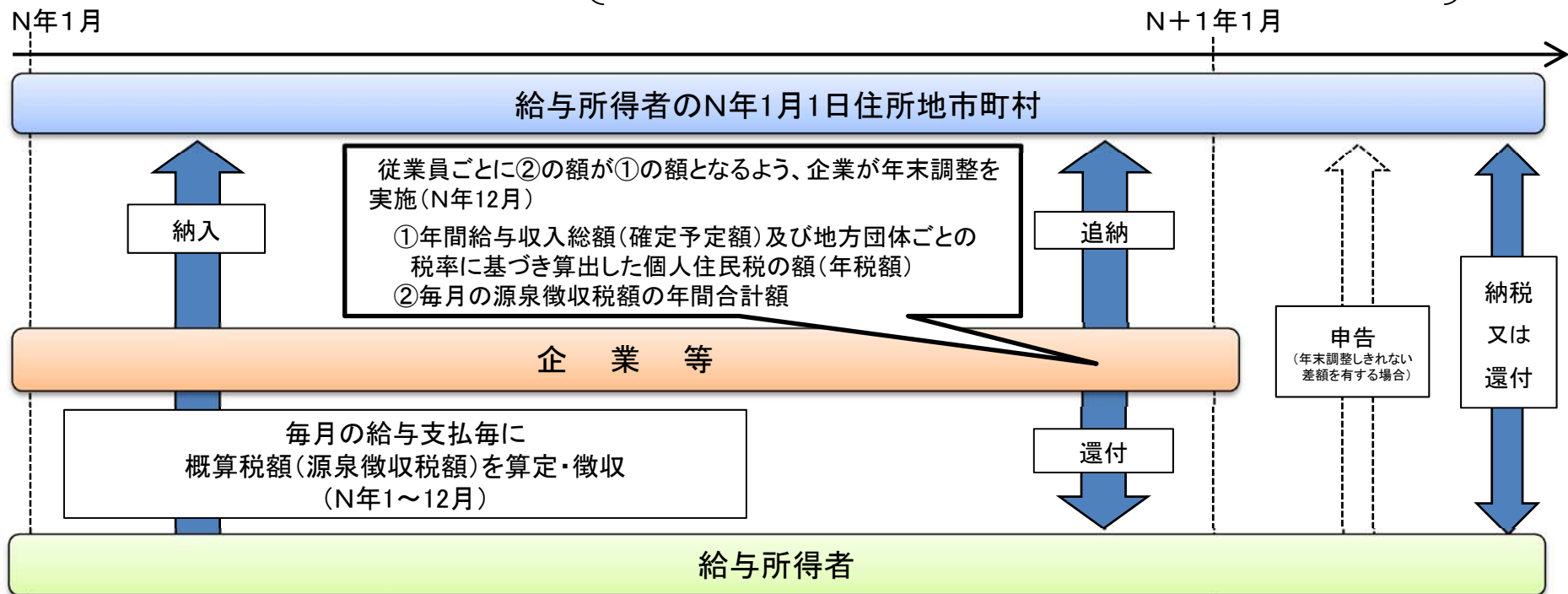
## 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税に導入した場合のイメージ

- 源泉徴収段階では、全国一律の税率（標準税率）に基づき税額を算定（全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収）。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。

⇒ 企業（特別徴収義務者）の負担増

- ・ 所得税の源泉徴収は所轄税務署のみに納税すればよいが、個人住民税では企業が従業員それぞれの1月1日現在の住所地である地方団体を確認・判断し、納税しなければならない。
- ・ 個人住民税は、均等割で税率や非課税限度額が地方団体ごとに異なることや、所得割で標準税率と異なる税率を採用している地方団体も存在していることから、企業は地方団体ごとの税率設定等を踏まえた年末調整を行わなければならない。

(例)	均等割	所得割
東京都内	… 5,000円／年	10%
横浜市	… 6,200円／年	10.025%
横浜市以外の神奈川県内市町村	… 5,300円／年	10.025%





平成27年10月1日（木）税制調査会（第22回総会）議事録（抜粋）

### ○林特別委員（東京大学大学院経済学研究科教授）

（略）これも地方税の話になるのですが、税務上の問題かとは思いますが、住民税は1年おくれです。これも納税者からすると何かわかりにくい。いつ取られているのかわからないというのがまずあると思いますので、これは税務上の話になると思って税率の話とか構造の話ではないのですけれども、もし税務上可能であれば国が既にとっていて、タックスベースもほとんど同じというのであれば、国と地方も同じような方式で税金をとるのも、これもタックスのアドミニストレーションという観点からはマイナスにはならないかなと思っています。

### ○川窪課長

（略）税制の運用との関係でも、この1年遅れをよいと思うか、わかりにくいと思うかという議論はございますけれども、特に給与で生活をしている方が納税者の大半になっている中で、地方団体が課税権を持つ地方税についても、給与から源泉徴収、地方税では特別徴収と呼んでおりますが、天引きをする形で納めていただくとした場合に、翌年度における課税をすることによって給与支払者のほうの事務が一度で済んでいるという部分がございますので、そこのメリットとの関係も考えながら考えていく必要がある論点だろうと思っています。

そういった観点から、いわゆる個人住民税の現年課税につきましては、さまざまな御意見もあり、これまでも御指摘があるのですが、引き続き正直申しまして検討させていただいている、検討を続けているという状態でございます。

### ○沼尾委員（日本大学経済学部教授）

（略）先ほどから税率の簡素化というか、簡素な税が大事だということがあって、それは私も本当にそのとおりだと思うのですけれども、もう一方で実は地方税の議論をする場合には、それぞれの自治体ごとの自主的な課税権の問題が出てくるだろう。先ほど林委員おっしゃられたとおり、例えば個人住民税の現年課税化というのは、シンプルにしてわかりやすくすることを考える上でも非常に大事だと思いますし、かつ、今これだけ雇用が不安定化して毎年毎年の所得が流動化というか、水準が違ってくるとすると現年課税というのは非常に重要な課題だと思うのですけれども、他方で現年課税化した場合には、なかなか今度自治体の側が自主的な課税権を發揮しにくいといえますか、独自に何か課税をしたりということが制度上やりにくくなるだろうという面もあるのかなと思ったりすると、そのあたりのところいろいろ議論はあると思うのですけれども、考えていく必要があるのかなと思いつながらお話を伺っていました。

### ○佐藤委員（一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院教授）

（略）先ほどから出ている簡素性という観点から見れば、本来であれば現年課税も含めてですけれども、課税所得というのは本来は所得税と住民税の間で統一されてもしかるべきで、では再分配どうするんだというときには先ほどから出ている税額控除あるいはそれもどきを国が拡充すれば、地方はあくまでも先ほどの田近先生の話でいけば多分アメリカの調整総所得だと思うのですけれども、広い課税所得に対してフラットな税をかけるという形で役割分担をする道はあるかなと。（略）

平成27年10月14日（水）税制調査会（第23回総会）議事録（抜粋）

○井伊（雅）委員（一橋大学国際・公共政策大学院教授）

（略）個人住民税の問題ですが、過去の経緯はきょうも御説明がありましたけれども、税率が全国一律10%というのは本当に地方税と言えるのかどうかということ、控除額が国税と微妙に違って、非常に税制全体が複雑になっていると思います。例えば前年課税であり続ける必要があるのか、国税と同様に現年課税にしたほうがすっきりするのではないか。そうした論点も考えていただければと思います。

平成27年10月23日（金）税制調査会（第24回総会）議事録（抜粋）

（川窪課長より資料の説明）

○林特別委員（東京大学大学院経済学研究科教授）

私は質問なのですが、住民税の現年課税のところでは事務負担の議論というのは一応わかったつもりでいるのですが、これは要するに給与所得者の所在地をいつアイデンティファイするかに多分原因が、間違っていたら間違っていると言っただけであればいいのですが、例えば12ページのスライドで言うと、平成27年の給与の支払いに対して課税されるのはどこかというところ、平成28年1月にどこに住んでいるかというところで、そこで決まるわけですから、結局例えば平成27年12月に違うところに行けば、そこで決まるということですね。だからこういう極端なことも当然起こり得るわけですから、それだったら平成27年1月の所在地で課税するということで決めてあげれば、事務上の負担というのは、少なくとも今いただいた資料を見る限りは起こらないような気がするのですが、間違っていればそうしていただくと勉強になるのでありがたいと思います。これは住民税。

となると事務上の負担はなくなるのかなと思うのですが、（略）

## ○川窪課長

（略）仮に現年、当該年における課税をということでは13ページのようなことをやろうとするならば、さすがに仮に徴収している期間に納める先がわからないというわけにはいかないだろうし、そこを不確定にもできないだろうということでは、この13ページのイメージは今の27年中の収入ということについては、働き始める月である平成27年1月1日時点の住所地に課税団体はピン留めといたしますか、決めてしまう。アイデンティファイしてしまうという前提といたした上で、そうしたとしても企業にとって1月1日の住所地がどこなのかというのは、いわば従業員の方がそう言っているにある意味すぎないので、市町村が本当に自分のところに課税権があるといって事後的に納税通知を送ってくるという今の制度に比べれば、企業の立場から見ると不安定性が増すという御批判が現実にございます。というのが1点目。

2点目の方は、どの団体にということをお納め先の選択というよりも、団体によって税率が違ったりするというのが住民税の1つのむしろ必要性もあって、そのような課税自主権もあるわけでございますので、そういった中で納めるべき税率が従業員の住んでいる場所によって違うということをお全て対応するのが、いずれにしても今より大変になるだろうという御批判があるという意味でございます。

### ○林特別委員（東京大学大学院経済学研究科教授）

さらにあれで申しわけないのですが、どこに住んでいるかというのは私は今の職場でも年に2回ぐらい住民票を出さされているので、単に従業員から住民票を出させればいいのかというのが1点。

2番目は、今の税率が違うのも計算は後年度でもその点は変わらないような気がするのです。ちょっと教えていただければと思います。

### ○川窪課長

1点目につきましては、そのような1月1日時点の住民登録がわかるような住民票というものを出してもらうという実務負担がどうしても増えてしまうというのが1つと、住民票だけでなく今の制度のもとでも住民票は実家に置いたままだけれども、現実にはここに住んで働いているという場合に、その住民登録地外課税というもののほうが正しいという実態の時には、そちらで課税することもございまして、現行制度はそのようなことを調整した後にうちが課税権を持つ市だという市役所から通知が来ることになっていますので、企業の立場から見れば、言われたとおりのところに納めればいいということになるのですが、そこがどうしても企業の方の1月時点での最初の天引き、そして納入先がどこかというのを企業側が判断しなければいけないのは、それなりのリスクなり負担なりと受け止められているという問題が残っています。（次頁へ続く）

## ○川窪課長

それから、金額計算につきましては現在は賦課課税でございますので、様々な税率の差などを市町村の方で計算をした結果、12分の1ずつこの額を天引きして納めてくださいと通知をしているのでありますが、この13ページの絵はそれを仮に今の所得税と同じように、12月の給与支払い時に企業の方で最終額まで調整することにするならば、それを企業の方でこの人は横浜市だとか、この人は川崎市だとかいうふうに判断していかなければならないという実務上の負担が増えるということでございます。それを今度、年末調整をしきらないようにということになると、今、年末調整で納税が終わっている方々について、追徴であるとか、あるいは還付という実務を全員についてやらなければならないということがまた別途出てくるという問題もありまして、なかなかこの問題はあちらを立てるとこちらが立ちにくいというような性格の論点が残るという事情でございます。

## ○田中特別委員（醍醐ビル(株)代表取締役社長）

（略）きょうお話が出た現年課税の問題なのですが、企業にとって源泉徴収の負担というのは非常に大きい。それを今の住民税も含めて、住民税のほうは複雑になっているわけですから、それはどこに住んでいるかということだけではなくて、計算、調整も含めて企業にというのは、非常に負担が増大するのではないかと考えております。

計算しろと言われると、それに合わせて全部やるので、今は所得税ならば一律に計算はできなくはないのですが、それは難しいのではないかと。